

家庭用防犯カメラ の設置を補助します



南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金

1万円を上限とし 補助対象経費の2分の1（100円未満切捨て）

町内における犯罪の発生を抑止し、安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、町内の住宅に家庭用防犯カメラを設置した方に対して、設置費用の一部を補助します。

対象となる方

- 防犯カメラを設置する町内の住宅に居住し、住民票が南知多町にある方
- 防犯カメラを設置する住宅の所有者または所有者の同意を得ている方
- 町税を滞納していない方

補助対象経費

- 防犯カメラ、撮影した映像を確認するモニター、撮影した映像を記録する録画装置、カメラと一体的に機能する機器を購入・設置する費用
- 家庭用防犯カメラの設置表示を掲示する費用

補助金の申請には、提出していただく書類や資料が複数ありますが、お手伝いいたしますので、まずは、ご相談ください！

南知多町役場 防災交通課 交通グループ 65-0711（内線224）



手続きの流れ

① 交付申請【申請者→南知多町】

様式1「南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付申請書」に記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

必要書類

- ☐ 購入に要する費用がわかる書類（見積書・WEBサイトのコピーなど）
- ☐ 防犯カメラのカタログ等
- ☐ 防犯カメラ及び表示板の設置予定場所の位置図及び現況写真
- ☐ 防犯カメラの撮影対象区域を示した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- ☐ 運転免許証等の本人確認書類の写し
- ☐ 防犯カメラ等を設置する住宅の所有者以外の者が申請する場合は、当該住宅に防犯カメラ等を設置することに係る当該住宅の所有者の同意書
- ☐ 撮影範囲に近隣の住宅の出入口等が含まれる場合は、対象住宅の所有者の同意書

② 交付決定【南知多町→申請者】

提出書類の審査後、適当と認められた時には、「南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付決定通知書」により通知します。

③ 設置工事【申請者】

防犯カメラ等の購入・設置をしていただきます。

④ 実績報告【申請者→南知多町】

設置が完了したら、補助事業が完了した日（設置が完了した日または支払いが完了した日のどちらか遅い日）から起算して30日以内または交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに様式8「南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金実績報告書」に必要書類を添付してご提出ください。

必要書類

- ☐ 防犯カメラの購入等に係る請求書及び領収書の写し
- ☐ 防犯カメラ及び表示板の設置場所の位置図及び写真
- ☐ 設置した防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの

⑤ 補助金確定【南知多町→申請者】

提出書類の審査後、適当と認められたときは、「南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金確定通知書」により通知します。

⑥ 補助金請求【申請者→南知多町】

「南知多町家庭用防犯カメラ設置費補助金交付請求書」をご提出ください。

※口座振込にて支払います。振込先は、申請者本人名義の口座に限ります。

⑦ 補助金支払【南知多町→申請者】

町より、指定された振込先へ補助金を支払います。

※ 個人のプライバシーを考慮しつつ設置目的を達成するため、管理運用規定を策定していただきます。

※ 当補助金について、アンケートのご協力をお願いすることがあります。

※ 各申請書の様式は、町公式HPまたは防災交通課窓口で配布しています。

<https://www.town.minamichita.lg.jp/kurashi/anzen/1001118/1003523/index.html>

